

たので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村押場字東山52の1・52の2・53の1・53の2・54の1・54の3・55の1・55の2・字宮平97（以上9筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第295号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村押場字北浦174・175（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・176・字宮平109・110・133・143（以上5筆国有林。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）